

山形県ふれあいパートナーシップ企業登録制度実施要綱

(目的)

第1条 障がい者の工賃向上等の推進に連携・協力する意向をもつ企業を「山形県ふれあいパートナーシップ企業」として募集・登録し、就労継続支援A型事業所及びB型事業所（以下、「障がい者施設」という。）と企業との連携・協力体制を構築することにより、障がい者の工賃向上を図る。

(登録の対象)

第2条 この要綱において登録することができるものは、次のいずれかの企業、法人又は団体（以下、「企業等」という。）とする。ただし、地方公共団体は除く。
(1) 県内に事務所若しくは活動拠点を有するもの。
(2) 前項のほか、次条の規定に照らして、知事が特に認めるもの。

(登録の要件)

第3条 障がい者の工賃向上や障がい者施設の売上増加に向けて連携・協力する意思がある企業等を登録するものとする。

(登録の申込)

第4条 前条の規定により登録を希望する企業等は、「山形県ふれあいパートナーシップ企業登録申込書」（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(登録)

第5条 知事は、申込書の申込内容を確認の上登録を決定し、当該企業に山形県ふれあいパートナーシップ企業登録証を交付する。

(報告)

第6条 登録された企業（以下、「登録企業」という。）は、各年度に実施した連携・協力の取組みについて、「山形県ふれあいパートナーシップ企業取組報告書」（様式第2号）により翌年度の5月31日まで知事に提出するものとする。

(県の支援)

第7条 県は、県のホームページにおいて登録企業を公表するとともに、広報誌等により登録企業と障がい者施設との連携・協力の取組内容等を紹介し、登録企業のPRに努めるものとする。

(登録の取消し)

第8条 知事は、登録企業が次のいずれかに該当するときは、登録を取り消すものとする。

- (1) 第3条に規定する要件に該当しなくなったとき。
 - (2) 登録企業から「山形県ふれあいパートナーシップ企業登録辞退申出書」（様式第3号）により、登録辞退の申し出があったとき。
 - (3) 第6条に規定する報告書が3年連続して提出されないとき。
 - (4) その他山形県ふれあいパートナーシップ企業として適切ではない事由が生じたとき。
- 2 知事は、前項の規定により登録を取り消すときは、「山形県ふれあいパートナーシップ企業登録取消通知書」（様式第4号）により登録企業に通知する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、山形県ふれあいパートナーシップ企業登録制度の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和4年12月2日から施行する。